

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 令 和 8 年 第 8 回 7 月 定 例 会					
招集年月日	令和8年7月23日（木）		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2 A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	7月23日（木）	午後 2時00分	教育長	渡 辺 充
	閉会	7月23日（木）	午後 2時18分	教育長	渡 辺 充
教育長	渡 辺 充	教育長職務代理者	鹿 山 高 彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡 辺 充				
2	鹿 山 高 彦				
3	大 竹 洋 平				
4	大 木 華 子				
5	田 口 路 子				
議 事 参 与 者			書 記		
副教育長		諸貫 忠秋	書記長	守 裕平	
生涯学習部長兼参事		長島 浩司	書記次長	阪本 康秀	
学校教育部長		嶋村 理彦	書記	上野恵美子	
学校教育部次長		山崎 博司			
生涯学習部次長兼文化財保護課長		磯貝 和実			
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		松田 正			
生涯学習部次長兼郷土博物館長		鈴木紀三雄			
教育総務課長		守 裕平			
教育指導課長		大野 三佳			
学校給食センター所長		柿沼 誠			
教育支援センター所長		篠田 豊和			
生涯学習課長		近藤 隆洋			
スポーツ振興課長		伊藤 賀章			
教育文化センター所長兼中央公民館長		蓮沼 義典			
生涯学習部副参事		岡田 安弘			
学校教育部副参事		亀山 友宏			
学校教育部副参事		星野 俊介			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。	
		教育総務課長 本日、傍聴人は1名である。	
		教育長 今回は、議案3件である。 非公開とすべき案件はないため、すべて公開としてよいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、6月定例会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 6月定例会会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
	議案第44号 行田市立小・中学校県 費負担教職員の職務に 専念する義務の特例に 関する規則の一部を改 正する規則について	教育長提案、書記次長議案朗読	
		教育指導課長 本案は、第5次犯罪被害者等基本計画に基づくもので、この計画では犯罪被害者等の雇用の安定に関する施策として、「国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・検討」が盛り込まれている。この内容を踏まえ、「被害者参加人」として裁判対応を行う際の負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮された。これまで、被害者参加人として裁判所等へ出頭する際には年次休暇を利用して対応し	

	議案第４５号 行田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	てきたが、これを官公署出頭休暇の対象とすることとなった。これに伴い、行田市立小・中学校の県費負担教職員に関する職務専念義務の特例規則第２条第１号において、「参考人」とされていた部分を「参考人、被害者参加人」と改めるものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 学校給食センター所長 本案は、行田市立学校給食センター運営委員会委員の任期が令和８年７月３１日をもって満了となることから、新たに委員を委嘱しようとするものである。本委員会は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例第７条に基づき設置されているものであり、行田市立学校給食センター運営委員会規則第２条において、「学校給食の年間事業計画に関すること」などを審議する機関とされている。委員の選出区分については、行田市立学校給食センター運営委員会規則第３条の規定に基づき、第１号委員は小・中学校長、第２号委員は小・中学校のＰＴＡ代表、第３号委員は小・中学校食育主任、第４号委員は保健所職員、第５号委員は学識経験者となっている。今回は、それぞれの選出母体から推薦を受けた８名を委嘱しようとするものである。なお、任期は令和８年８月１日から令和９年７月３１日までの１年間であり、新任が４名、再任が４名となっている。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 郷土博物館長 本案は、郷土博物館協議会委員１０名のうち、９名が７月３１日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を任命しようとする
	議案第４６号 行田市郷土博物館協議会委員の任命について	

	ものである。委員の選出については、行田市郷土博物館条例第3条の規定に基づいて行う。具体的には、1号委員が学校教育及び社会教育の関係者、2号委員が家庭教育の向上に資する活動を行う者、3号委員が学識経験のある者とされている。この規定に基づき、各関係団体から推薦を受けた方々と学識経験者を合わせた9名を委員としてお願いしようとするものである。委員の任期は、令和8年8月1日から令和10年7月31日までの2年間である。なお、この協議会は毎年2回開催されており、博物館の事業報告や事業計画について審議・指導をいただいているところである。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 参考名簿4番の方はまだ任期が満了でないということか。 郷土博物館長 そのとおりである。 【全委員承認】
そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	
1 次回定例会開催予定日	令和8年8月19日（水） 午後2時00分 行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員